

松福障第495号

松こ福第255号

令和8年7月9日

指定障害者支援施設

指定障害福祉サービス事業所 の長 様

指定障害児通所支援事業所

(松本市に所在地のある事業所に限る)

松本市障がい福祉課長

松本市こども福祉課長

令和7年度障害福祉サービス等処遇改善実績報告書の提出について(通知)

標記について、令和7年度に福祉・介護職員処遇改善加算等を算定された事業所は、「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和7年3月7日付け障障発0307第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)に基づき、下記のとおり実績報告書を提出してください。

記

1 提出書類

(1) 別紙様式2により処遇改善計画書を提出した事業者

ア 別紙様式3-1

イ 別紙様式3-2 (令和7年4月以降)

2 提出期限

令和8年7月31日(金)(消印有効)

3 提出部数

1部(郵送又は窓口持参のみ受付)

※ 封筒に「令和7年度処遇改善実績報告書在中」と朱書きしてください。

4 提出先

下記の各担当課へ提出してください。

※ 同一法人で障害者総合支援法に基づく事業所及び児童福祉法に基づく事業所の両方の事業所の指定を受けている場合は、各担当課へ(1部ずつ)提出してください。

5 各種通知・様式について

松本市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/61/143664.html>

6 留意事項

- (1) 令和7年度に処遇改善加算等を算定していた事業所は、年度の途中で廃止となった場合でも、実績報告書の提出が必要です。
- (2) 実績報告書の様式は、市ホームページに掲載している最新の様式で作成してください。
- (3) 様式内の計算式が入力されたセルについて、計算式を壊して入力しないでください。
- (4) 処遇改善加算額は、国民健康保険団体連合会から毎月送付される明細票「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」で確認してください。
- (5) 処遇改善加算額は全額賃金改善額に充当する必要があります。賃金改善額が加算算定額を下回る場合は、一時金等により追加で賃金改善を行ってください。
- (6) 松本市以外に所在地のある事業所につきましては、各指定権者（長野県、長野市等）へ提出してください。
- (7) 当該加算の実績報告については、報告書の内容について事業所の責任において証明することとされており、2年間保存することが義務付けられています。

【問い合わせ及び送付先（者）】

松本市健康福祉部障がい福祉課

（課 長）西村 恵美

（課長補佐）栗田

（担 当）片桐

住 所：〒390-8620

松本市丸の内3番7号

電 話：0263-34-3000（内線2548）

FAX：0263-36-9119

mail：s-fukusi@city.matsumoto.lg.jp

【問い合わせ及び送付先（児）】

松本市こども若者部こども福祉課

（課 長）高頭 千江子

（担 当）丸山

住 所：〒390-8620

松本市丸の内3番7号

電 話：0263-34-3000（内線2227）

FAX：0263-36-9119

mail：kodomo-f@city.matsumoto.lg.jp